# カント市民社会論における「自由」「平等」「自立」

──「理論と実践に関する俗言」(1793年)の第二論文に基づいて──

# 西 田 雅 弘

## はじめに

『理論と実践に関する俗言』  $(1793 \, \Xi)^{(1)}$ は,前書きに続く3つの論文から構成されている。著作全体としては,「道徳,国法,国際法という3つの位相が理論と実践の関係という1つの主題で貫かれている $^{(2)}$ 」ものと見るべきであろうが,本稿では第二論文だけを論及の対象にする。

「道徳一般における理論と実践の関係について (ガルヴェ教授のいくつかの異論に答えて)」と題す る第一論文では、幸福と道徳の関係について、ガル ヴェの異論に答える形で,「幸福であること」と 「幸福に値すること」の区別が論じられ、「道徳にお いては、理論にとって正しいことはすべて実践にと ってもあてはまらなければならない $(8,288.30)^{(3)}$ と結論付けられる。また、「国際法における理論と 実践の関係について 普遍博愛的すなわちコスモポ リタン的見地での考察 モーゼス・メンデルスゾー ンに反論して」と題する第三論文では、人類の進歩 に否定的なモーゼス・メンデルスゾーンに反論し て、人間の自然本性への期待を拠り所に、人類が常 によりよい方向に向かって歩み続けていることが力 説され、「理性根拠に基づいて理論にあてはまるこ とは, 実践に対してもあてはまる」(8,313.20) と 結論付けられる。これら2つの論文の内容は、すで に『実践理性批判』(1788年)や『世界市民的見地 における普遍史の理念』(1784年)において展開さ れているものと大差はない。

これに対して、「国法における理論と実践の関係(ホッブズに反論して)」と題する第二論文は、フランス革命が進行する社会情勢の中にあって、カントの政治的見解が初めてまとまったかたちで述べられたものとして当時反響を呼んだ<sup>(4)</sup>。この中でカントは、「市民的状態」は3つの原理に基礎づけられると述べている(8,290.16)。(1)社会の各成員の人間としての自由、(2)各成員と他の成員の臣下としての平等、(3)公共体の各成員の市民としての自立、であ

る。ここで初めて提出される「自由 Freiheit | 「平 等 Gleichheit」「自立 Selbstständigkeit」 の 3 つの 概念が、その後の『道徳形而上学』(1797年) へ収 斂していくことになる。『道徳形而上学』の法論第 二部「公法」の中で、カントは、市民社会の成員の 本質から切り離せない属性として、次の3つを挙げ ている (6,314.07)。(1)自分が賛成した法則以外の いかなる法則にも服従しない法則的自由, (2)相手が 自分を拘束するのと同様に自分も相手を拘束すると いう、そういう相手だけを認め、いかなる上位者も 認めない市民的平等,(3)他人の意志ではなく,公共 体の成員として自分自身の権利と力によって自分の 現存と維持を獲得する市民的自立、である。要する に、「自由」「平等」「自立」の3つの概念は、カン ト市民社会論を国内体制論レベルで解明しようとす る際のキーワードなのである。

『理論と実践』の著作全体の文脈として、第二論文においてもほかの2つの論文と同様に、「国法の理論が存在し、これと一致しないいかなる実践も妥当ではない」(8,306.18)と結論付けられている。しかし、たとえそうであるにしても、この第二論文だけを全体の文脈から切り離してカント市民社会論のテキストとして読むことは可能であり、それどころかこの第二論文は、カント市民社会論を解明しようとする際の重要なテキストの1つであると見ることができよう。

ところで、『理論と実践』において提出される「自由」「平等」「自立」の概念は、用語こそ共通であるものの、『道徳形而上学』におけるそれぞれの概念の意味合いと必ずしも同一のようには見えない。『道徳形而上学』へ収斂していく過程で何らかの変容を受けたという推測も可能ではあろう。しかし、『理論と実践』の全体の構成や第二論文の内容に目を向けるとき、むしろこの著作の成立そのものに、何か特殊な偏重を伴う強い力が作用しているのではないかという印象を払拭できない。第二論文は、第一論文と第三論文を合わせた分量に匹敵する全体のほぼ半分を占め、副題に掲げられたホッブズ

への言及はほとんどないばかりか(5)、執拗なまでに 元首に対する臣下の「対抗暴力」を否定する議論が 繰り返され、「言論の自由」が主張されている。ど のような事情がカントにあったのだろうか。

『理論と実践』は、1793年9月の「ベルリン月 報」に掲載されている。1793年と言えば、前年検 閲で不許可になった論文をほかの3つの論文と合わ せ、イエナ大学哲学部の検閲によって『単なる理性 の限界内の宗教』を出版した年であった。翌年の 1794年には、プロイセン王フリードリヒ・ヴィル ヘルム二世から、カントに対して宗教上の講義と著 述を禁止する勅令が発せられている。つまり『理論 と実践』は、いわゆるカント晩年の筆禍事件のただ 中で発表されているのである(6)。本稿は、このよう な緊迫した背景を視野に入れつつ、『理論と実践』 の第二論文に基づいてカント市民社会論の一側面, とりわけ国内体制論の一端を析出しようとする試み である。

# 1. 市民社会の3つの原理

多くの人間は, 共通の目的のために「社会契約 pactum sociale」(8,289.10) によって1つの社会 に結合する。しかしそれらの契約の中で、「市民的 体制を創設する契約」だけは、その他の契約と本質 的に異なっている。というのも、他の社会契約の目 的が「すべての人が持っている目的」(8,289.17) であるのに対して, この契約の目的は, 「各人が持 つべき目的」(8,289.18) と見なされるからである。 つまり、相互的な影響を避けられない人間のあらゆ る外的関係全般において, 市民的状態にある社会の 創設は「無条件的な第一の義務」(8,289.21) なの である。この市民的状態の最高の形式的条件は, 「公的な強制法の下にある人間の権利」(8,298.26) という目的であり、この公的な強制法によって「そ の人のもの das Seine」(8,289.27) が規定され、私 的所有が保障されることになる。

第二論文の冒頭のこのような内容から明らかなよ うに、カント市民社会論の議論は、すでに存在して いる市民社会を分析するものではない。歴史的にも 18世紀のプロイセンにそのような分析の対象はま だ存在し得なかった。市民社会の成立を間近に予見 しつつ、あるべき市民社会の姿を描き出して見せる ところにカント市民社会論の意義がある、と見るべ きであろう<sup>(7)</sup>。この点は,市民社会の原理に論及さ

れるときいっそう明確になる。カントによれば、市 民的状態は次の3つのアプリオリな原理に基づくこ とになる。(8.290.16)

- 1. 社会の各成員の人間としての自由
- 2. 各成員と他の成員の臣下 Untertan として の平等
- 3. 公共体の各成員の市民としての自立

これらの原理は、「すでに創設されている国家」 が与えるというより、むしろこれらの原理に従っ てのみ「国家の創設 eine Staatserrichtung」 (8,290.23) が可能になる、そういう性格の原理で ある。この章では、まずこれらの原理についてカン トの論述を整理しておくことにしよう。

# (1) 人間としての「自由」

市民的状態の第1の原理は、次のように定式化さ れている。

各人は、自分にとってよいと思われる仕方で自 分の幸福を求めてよい。ただし, 類似の目的を追 求する他人の自由に、つまり、可能な普遍的法則 に従ってあらゆる人の自由と両立し得る他人の自 由に(他人のこの権利に)損害を与えさえしなけ れば、である。(8.290.29)

人間としての「自由」とは、自己幸福を追求する 自由のことである。自己幸福の追求という人間の自 然な欲求を肯定し、それに基づく営為を積極的に容 認しようという姿勢は、カントに限らず、いわゆる 近代市民社会の特徴の1つである。ただし、よく言 われるように、この容認には「他人の自由との両 立」という条件が付けられており、けっして無制限 にその追求が許されているわけではない。他人の自 由を侵害しさえしなければ、どのような仕方で自分 の幸福を求めても構わない、ということである。市 民と市民の間の「相互性」が近代市民社会の倫理の 原型であると言われる所以である。

ところで, この定式に続いて, そのような自由を 実現できない「父権的支配 eine väterliche Regierung (imperium paternale)」(8,290.35) に論 及されているところを見ると、カントの場合、この 第1の定式の力点は、他人の自由に関する付帯条件 もさることながら、むしろ「自分にとってよいと思 われる仕方で」という部分にあるようにも見える。 父親が自分の子供に対して行うように元首が臣下を 支配する父権的支配では、臣下は、何が自分にとって有益か有害かを見極められない未熟な子供のように、ただ単に受動的な態度をとることが強いられる。したがって、自分たちがどのようにして幸福になるべきかということも元首の判断に委ねられ、元首が自分たちの幸福のことを考えてくれるよう、ただ彼の善良さに期待する以外にはない。この場合、臣下は何らの権利も持たず、一切の自由が廃棄されている。

このような父権的な幸福のあり方に対して、カントは、自分の幸福は「自分にとってよいと思われる仕方で」追求してよい、と主張しているのである。他人がその人の考えに基づいて私を強制的に幸福にすることなど不可能であろう。「自由」の節の最後では、次のように述べられている。「そもそも人間が権利を持つ資格のある存在である限り、このような自由の権利は、公共体の成員に、人間として帰属する」(8,291.16)。人間を自由の権利の主体として認めるところに、この第1の定式の意義があると言えよう。

#### (2) 臣下としての「平等」

市民的状態の第2の原理について、カントは2つの定式を提示している。1つ目の定式は次の通りである。

公共体の各々の成員は他の各々の成員に対して強制権 Zwangsrechte を持っている。ただし、公共体の元首だけは例外である(なぜなら、元首は公共体の成員ではなくて、公共体の創設者ないし守護者だからである)。元首だけは、自分自身は強制法に服従することなく、強制する権限を持つ。(8,291.20)

前節で見たように、幸福追求の自由には「他人の自由との両立」という条件が付けられていた。公共体の成員は、この付帯条件に背くことのないように、他人から制約を受けつつ同時にまた他人を制約していると見ることができる。相互に制限し合う「作用と反作用が等しい」(8,292.33) 状態にあるわけである。そういう意味で、各人は相互に対等に同等の強制権を持っていることになる。これが、公共体の成員相互の「平等」である。しかしこの強制権は、個々の成員間で短絡的に行使されるものではなくて、あくまでも法を介して行使される。つまり、

公共体の創設者あるいは公法の執行者としての元首の存在が前提されることになり、そのため、この平等の概念はさらに異なった意味合いを内包することになる。上述の定式に続いて、次のようにも述べられている。「法の下にある者はすべて、国家において臣下であり、したがって公共体のすべての他の成員と平等gleichに強制権に服従する」(8,291.24)。公共体のすべての成員は、一人の例外的な元首に対してその臣下として平等に強制権に服従する、と見なされるわけである。元首だけを例外扱いするこの議論は、第二論文の後半で敷衍され、元首に対する臣下の「抵抗暴力」の否定の議論へと展開されることになる。

ところで、この議論には2つの基軸が想定されている。1つは公共体において制約し合う成員相互の平等であり、いわば横の基軸である。もう1つは元首の強制権に服従する臣下としての平等であり、いわば縦の基軸である。平等についての1つ目の定式は、強制および服従の平等を表現していると見ることができるが、そこにこのような2つの基軸が内包されている点に留意する必要があろう。

次に、平等についての2つ目の定式は次の通りである。

公共体の各々の成員は、その公共体におけるどの身分階層 Stufe eines Standes にも(臣下にふさわしい限りでの身分階層に)達することが許されているのでなければならない。その人の才能と勤勉と幸運がその人をどの身分階層にでももたらし得る。(8,292.20)

この定式は、身分取得の平等を表現していると見ることができよう。他人がある人をその子孫に渡って永久に同じ身分に抑圧しようとして、「世襲的特権 ein erbliches Prärogativ」(8,292.24)によって妨害することは許されない。というのも、上で見たように、他人の自由の行使が自分の自由と調和するように他のすべての人を強制する権限は平等だからである。ところで、誕生は、犯罪行為などと違ってその人自身の行為ではないので、誕生そのものによってその人が法的状態の不平等をこうむることはない。つまり、すべての人が法的行為に先立って持つ「生得の権利 das angeborne Recht」(8,292.36)はまったく平等であると見ることができる。したがって、公共体の成員は他の成員に優先して生得の

特権を持つことはできないのであり、身分にそなわ る特権を子孫に相続させることもできない。公共体 の成員は、自分の才能と勤勉と幸運によって平等な 身分にまで昇り行く権限を持っているわけである。 封建社会の世襲的固定的な身分制度に対して身分の 平等を説く姿勢は、いわゆる近代市民社会のもう1 つの特徴であり、カントの身分論もこれと軌を一に するものであると言えよう。

要するに、以上の2つの定式によれば、公共体の 成員は、成員相互および元首と臣下という横と縦の 基軸を含みつつ、臣下として平等であり、たとえ不 平等な身分の状況にあるにしても、自分の才能と勤 勉によって平等な状況に昇り行く権限を持ってお り、誰もそのことを妨げることはできない、という のがカントの平等論であると言えよう。しかしなが ら、このように主張することは、裏を返せば、平等 な身分に到達しないのはその人自身の能力や勤勉が 十分でないからだ、ということにもなろう。人間を 自由の権利の主体とする見方からすれば必然的な帰 結とも言えよう。社会構造に起因する不平等という ような発想はカントにはない。カントは不平等につ いてどのように見ていたのであろうか。

たとえば、身体能力や知力、財産に関する不平等 は確かに存在するし、また貧者の幸福が富者の幸福 に左右されるとか、子供が親にあるいは妻が夫に服 従するとか、日雇労働者が他人に奉仕して賃金を受 け取るなど、諸権利の上でもさまざまな不平等が存 在する。しかし、カントは、臣下としての平等は 「所有物」についての不平等と矛盾しないと見てい る。カントによれば、ここに示されるような不平等 は、権利の「実質あるいは対象」にかかわるもので ある。これに対して権利そのものは「普遍的意志」 (8.292.06) のあらわれとしてただ1つのものであ り、その実質がどうであれ、権利付けの「形式」に ついては誰でもみな平等と言えるのである。「形式」 と「実質」を峻別した上で「形式」について論及す るカントの常套的な論法をここでも見ることができ る。カントの「平等」は、権利の平等であって、身 分そのものの平等ではない。「地主 Gutseigentümer」「小作人 Mieter」「農奴 die ackerbauenden Knechte」(8,293.18) などの間の不平等は残された ままである。しかし、たとえそうではあるにして も, このような社会的状況にあって, 「形式」の論 法を武器にして市民社会的な平等概念の突破口を開 こうとする点にカントの平等論の意義があると言え ないだろうか。

#### (3) 市民としての「自立」

市民的状態の第3の原理について、カントは次の ように述べている。

市民と呼ばれるために必要な資格は、自然的な 資格(子供ではないこと、女性ではないこと)の ほかにはただ1つだけである。つまり、自分が自 分自身の主人であるということ、したがって、生 計を立てる何らかの財産(これにはあらゆる技 術、手職、芸術、学問を数え入れることもでき る)を持っているということである。(8,295.14)

人間は、生きていくために他人のものを必要とす ることがある。その際に、「自分のものを譲渡する こと Veräußerung | (8,295.19) によってそれを手 に入れることができること、これが市民としての 「自立」である。市民と呼ばれるためには、自ら生 計を立てるための「財産」、つまり「自分のもの」 を所有していることが必須である。そしてこのよう な市民が、立法に際して「投票権」(8,295.12) を持 つ。つまり、ここで言及されている市民とは、単に 都市に住んでいる「都市市民 bourgeois」ではなく て,立法者としての「国家市民 citoyen」である。

ところで,この自立の議論には,他方で,非自立的 な人々の存在が前提されている。つまり、生計を立 てるための「自分のもの」を所有せず,「奉仕する」 (8,295.22)ことによって生きている人々である。芸 術家や職人は、自分が作り出したものを自分の所有 物として他のものと交換する。対価の支払いがない 限り、それは彼のものである。これに対して、「家 の召使 Hausbediente」「店の奉公人 Ladendiener」 「日雇労働者 Taglöhner」(8.295.26) などは、自分 の所有物を交換するのではなくて, 自分自身の諸能 力の使用を他人に認めることによって生きている。 「労働の供給 praestatio operae は譲渡ではない」 (8,295.25) とカントは見ている。市民としての資 格を「自立」に見る限り、彼らは市民の資格を持たず、 したがって立法者として投票権を持つこともできな い。彼らも同じく公共体の成員として法に服従し、 また法によって庇護されているが、それは「市民」 としてではなく、「庇護の享受者 Schutzgenossen」 (8,294.10) としてである。

カントは次のようにはっきりと述べている。「す

でに現存している公法の下において自由で平等であるすべての人も、立法そのものという点では、この法を制定する権利に関してすべて平等と見なすことはできない」(8,294.04)。カントの議論が、小作人や農奴などの現存する市民社会以前の不平等な身分制の社会に根付いていることは否定しようがない。しかしそうであったからこそ、カントは、既存の社会の分析ではなくて、理性の導きを手掛かりにして、あるべき市民社会の姿を理念的に構築する方向に哲学的営為を集中したのである。それゆえに、カント市民社会論は既存の社会のあり方に左右されない理念的な特質を備えることができた、と見ることもできよう。

#### (4) 市民的状態と3つの原理のかかわり

さて、これまで見てきた3つの原理、つまり、人間としての「自由」、臣下としての「平等」、市民としての「自立」、に基づいて市民的状態が可能になるのであった。しかし、市民的状態とこれらの原理の関連について、カントの論述は必ずしも十分とは言えないように思われる。わずかに注釈的にカッコ内で次のように述べているに過ぎないが、この箇所を手掛かりに、市民的状態と3つの原理のかかわりを取りまとめておくことにしよう。

(元来,立法の概念を構成するために,外的自由と平等とすべての人の意志の統一という概念が結び付けられる。外的自由と平等が結び付けられる際に投票が要求されるのに対して,すべての人の意志の統一のための条件が自立である。)(8,295.05)

まず、市民的状態とは法的状態のことである。法的状態とは公的な法の存在を前提するものであり、そのためには「立法」が必要である。ところで、ある人のことをその人とは別の人が決定してよいとすると、その人について勝手に不正な決定がなされることが起こり得る。したがって、どのような「特殊意志」も立法的であることはできず、公的な法は「公的な意志」に由来するのでなければならない。公的な意志は、いかなる人に対しても不正をなすことはあり得ないからである。このような意志は「普遍的な(統一された)国民意志 der allgemeine (vereinigten) Volkswille」(8,295.10) であり、これを形成するために「すべての人の意志の統一」が

必要となる。「自由」と「平等」を前提した上で意志の統一の役割を果たすのが「投票」である。そしてこの投票権を持つものが「市民」と呼ばれたのである。市民であるための資格は「自立」であるから,したがってこの自立が意志の統一のための条件と見なされることになるわけである。ところで,もちろん,投票によって投票権を持つ市民全員が一致することが期待されているが,もしそうならない場合でも,「多数を満足させよという原則」(8,296.33),すなわち多数決による意志の統一が全員に受け入れられていると認められなければならない。要するに,多数決に従った意志の統一と立法,これによって法的状態としての市民的状態が創設されることになるのである(8)。

「自立」した市民に、「自由」にそして「平等」に自己幸福の追求を認める社会、そのためには、投票による意志の統一、さらにこの統一された意志に基づく立法が必要なのであるが、このような社会がカント市民社会論における「市民社会」の原理的な姿であると言えよう。

## 2. 『理論と実践』第二論文の偏重

本稿の冒頭でも指摘した通り、『理論と実践』第 二論文はその構成や内容にかなりの偏重が見られ る。第二論文にだけ「結論 Folgerung」と題する文 章が追加され、そこでは執拗なまでに元首に対する 臣下の「対抗暴力」を否定する議論が繰り返されて いる。著作の発表時期から見ても、宗教論の出版を めるぐ政府との対立, いわゆるカント晩年の筆禍事 件や、さらには革命が進行中のフランスの政治的混 乱などが影響を及ぼしていることは容易に推測でき よう。前章で整理した市民社会論の議論において、 原理的な内容と時事的な内容が交錯している可能性 も否定できないだろう。「自由」「平等」「自立」の 概念をいっそう明晰なものとするためには、このよ うな絡まりを解きほぐして時事的なものを色分けし て見せることが必要である。この章では、既存の社 会のあり方が念頭にあると思われる「結論」の論述 を取りまとめた上で、時代背景にも踏み込んでみる ことにしよう。

# (1)「対抗暴力」の否定と「言論の自由」

ある状況の下では、臣下は元首に対して「対抗暴力 Gegengewalt」(8,301.02) を使用する権限を持

つ、と主張する人々の存在に言及しつつ、カントは 次のように述べている。

もしある国民が、いま有効なある立法の下で自 分の幸福を喪失する公算がきわめて高いと判断す るなら、何がなされるべきであろうか。国民は反 抗すべきではないのか。その答えは、服従するこ と以外に何もすべきではない、ということだけで ある。(8,297.30)

カントの議論は徹底している。公法が妥当なもの であり、権利に関して非難の余地がないものである ときには、その公法には強制の権限、つまり「立法 者の意志に暴力的に反抗してはならないという禁 止」(8,299.14) も結び付いていると見なされる。 法に効力を与える国家の権力は「反抗を許さない unwiderstehlich (irresistibel)」 (8,299.16) ものだ からである。したがって, 立法権力に対する反抗, 臣下の不満を暴力的にさせる煽動、暴動を突発させ る蜂起などは、公共体においてこれ以上ない最も処 罰に値する犯罪と見なされる。

カントは次のように考えている。問題になるの は、公共体の樹立によって期待される臣下の幸福で はなくて、それによって確保される各人の権利であ る。幸福観は互いに衝突し合い絶えず変化するの で、法に対する普遍妥当的な原則を与えることはで きない。何よりもまず考慮すべきことは、各人に自 由を保障する法的体制の確立である。いまもし仮に 臣下が体制の運営について確固とした判断を持つと し、しかもその判断が国家元首の判断に反するもの であったとすると、いったいどちらの側が正しいの か。このことを誰が決定すればよいのか。どちらの 側も自分自身にかかわることがらについて裁判官 として決定することはできない。したがって、その 元首を越えて、元首と臣下との間で決定を下すもう 一人の元首が存在しなければならないことになろ う。しかし、これは自己矛盾である。決定を下すも の、それこそが元首である。すべての法が効力を持 たなくなる「完全な無法状態 (自然状態 status naturalis)」(8,301.28) に陥らないためには、臣下 は元首に反抗するのが当然だ、とは断じて言えない のである。

元首に対する臣下の「対抗暴力」を完全に否定し た上で、カントは、それに代わるものとして「言論 の自由 Freiheit der Feder」(8,304.15) を主張し

ている。カントは次のような前提から出発する。 「反抗的でない臣下 der nicht=widerspenstige Untertan」(8,304.03) は、自分の元首は自ら不正 をなすことを欲してはいない、と想定している。ま た、すべての人間は喪失することのない自分の権利 を持っている。このような前提の下で、いまある人 が自分に不正が及んでいると思っているとする。こ の不正が生じるのはなぜか。元首は不正をなすこと を欲していないという想定に従えば、この不正が生 じるのは、制定された法のどこかに「思い違い Irrtum や不案内 Unkunde」(8,304.08) があったか らだとしか考えられない。元首にそのようなことは あり得ないと想定することは, 元首を, 人間性を越 えた神的な存在と見なすことにほかならない。した がって、国家市民には、元首が行うことのうちに不 正があると思われるものについて、自分の考えを公 表する権限があるのでなければならない。この「言 論の自由しこそが、国民の権利の「唯一の守護神 das einzige Palladium」(8,304.19) である。カン トはこれを、君主に対する「異議申し立て Gegenvorstellungen」(8,305.11) とも表現している。元 首に対しては、暴力ではなくて言論によってその不 正を質そう、というカントの姿勢を見ることができ よう。

#### (2) 宗教論をめぐる政府との対立

さて、『理論と実践』発表前後のカントの身辺は どのような状況だったのか。フリードリヒ二世(大 王)の後を継いだフリードリヒ・ヴィルヘルム二世 は、大王が啓蒙専制君主の一人に数えられるのとは 対照的に, 啓蒙思想を嫌悪しフランス革命に反感を 抱いて、検閲制度など、各種の取り締まりを強化す る政策を展開した。『理論と実践』の発表された 1793年、カントは『単なる理性の限界内の宗教』 を出版するが、その中にはすでに検閲で不許可に なっている論文が含まれていた。翌年、国王からカ ントに対して宗教上の講述を禁止する勅令が発せら れることになる。このときの経緯について,フリー ドリヒ・ヴィルヘルム二世の没後に出版された『学 部の争い』(1798年)の序文で、カント自身が詳し く釈明している。

そこでカントは、まず1788年の宗教勅令に言及 した上で、自分に発せられた講述禁止の勅令文を掲 載し,この勅令に対してカントの側から返答が行わ れたことを明らかにして、合わせてその返答文も掲

ところで、第2の点の「国王陛下の極めて忠誠な 臣下として」という文言には、返答文掲載の段階で 次のような脚注が付けられている。「私はこの宗教 審理における私の判断の自由を、いつまでもでは なくて、ただ陛下が存命している限りで断念する ということのために、この表現を慎重に選んだ」 (7.010.34)。 つまり、 たしかにカントは国王に対し て「恭順な服従」を表明しているのだが、それはあ くまでも「臣下として」であって、国王が国王とし て存命している間だけのことだ、というわけであ る。事実, フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の没後 には、上述のように講述禁止の勅令を暴露している のである。「臣下として」という表現には、カント の屈折した強い思いが込められていると見ることが できよう。反啓蒙的な政府との対立のただ中にあっ たカントにとって,「臣下」という用語は切迫した 緊張感をともなう特別な意味合いを含んでいた。そ れはまた、前章で見た「臣下としての平等」の議論 においても同様であったに違いない。ここに、『理 論と実践』第二論文の偏重の要因を見ることはでき ないだろうか。

#### (3) 『道徳形而上学』(1797年) との比較

『理論と実践』第二論文の「臣下としての平等」には、「臣下」をめぐる時事的な内容が混在していることは間違いなかろう。このことは、後に市民社会論の総括としてまとめられる『道徳形而上学』の原理的な内容と比較してみるといっそう明らかになる。『理論と実践』第二論文では、市民的状態の原理として「人間としての自由」「臣下としての平等」「市民としての自立」の3つが挙げられていた。こ

れに対して、『道徳形而上学』の法論第二部「公法」 の中では、市民社会の成員の本質から切り離せない 属性として、「法則的自由」「市民的平等」「市民的 自立」の3つが挙げられている。「臣下としての平 等」は、『道徳形而上学』では「市民的平等」に置 き換えられているのである。その際の「市民的平 等」とは、相手が自分を拘束するのと同様に自分も 相手を拘束するという、そういう相手だけを認め、 いかなる上位者も認めない、ということであり、こ れは、「臣下としての平等」のうち、公共体におい て制約し合う成員相互の平等, つまり横の基軸だけ を表現したものにほかならない。「臣下としての平 等」に見られた元首と臣下という縦の基軸はここに はない。このような比較からも、『理論と実践』第 二論文の「臣下としての平等」のうち「臣下」にか かわる議論は、原理的なものというよりむしろ時事 的な要因に基づくものであることが推測されよ う<sup>(9)</sup>。

カントが『理論と実践』第二論文で市民的状態の 原理について議論したとき、カントの身辺には宗教 論をめぐって反啓蒙的政府との対立が生じていた。 元首と臣下の間に対立が生じる場合、臣下はどのよ うな態度をとるべきか。この問題は、進行中のフラ ンス革命を目の当たりにして、カント自身の切迫し た問題でもあったに違いない。とりわけ、実践に先 立ってその導きとなる理論的な態度決定が迫られて いたものと思われる。カントは『理論と実践』第二 論文の「平等」の議論において、服従する臣下とし ての平等を強調することによって, 強制するが服従 することのない元首という例外的な存在を浮き彫り にし、さらにこれを敷衍するかたちで元首に対する 対抗暴力の否定の論理を組み立てた。この理論的な 態度決定は, その直後の講述禁止の勅令に対して, 「臣下として」恭順な服従を示す姿勢によって実践 されたと見ることができよう。緊迫した状況の中で の理論的な態度決定と、屈折しつつもその理論に基 づいて貫徹される実践のあり方をカントのうちに看 取することができるのではなかろうか。

#### 3. カントの政治的スタンス

元首に対する「対抗暴力」を否定しつつも、「臣 下として」しか服従しないカントの姿勢は、微妙で 分かりにくい。また、多くのカントの論述は、民主 政治を排除して専制政治を支持しているようにも見 えるが、その真意はどこにあるのか。とかく誤解を招きやすいカントの政治的スタンスについて、最後に簡単にまとめておくことにしよう。本稿で取り扱った『理論と実践』第二論文の中で、カントははっきりと次のように述べている。

以上のような主張をするからといって、私がその不可侵性によって君主たちにあまりに媚びすぎているという非難が私に向けられることはきっとないだろう。同様に、私が、強制権ではあり得ないにしても、国民は国家元首に対して失われることのない権利を持っていると言うとき、私が国民をあまりにひいきして主張しているということも容赦してほしい。(8,303.20)

ここでカントは、自分が君主の側にも国民の側に も与しないことをはっきりと表明している。カント のスタンスは、いわば中立的なのである。とは言う ものの、君主の側への接近を思わせる論述も随所に 見られるが、次の一節にその真意が示されているこ とを看過してはならないだろう。「ただ一人が主権 を握る専制政治は、それでもなおすべてのもののう ちで最も我慢しやすいもの der ertäglichste であ る」(『永久平和のために』(8,353.17))。 カントの 念頭には「あの国の暴動的な臣下たち die aufrührerischen Untertanen jenes Staats (8,302.34) のことがある。折しも『理論と実践』の発表された 1793年は、フランスで共和政による恐怖政治が行 われた年であった。民主政治によって隣国のような 混乱に陥るよりは、専制政治のままでいる方がまだ ましだ。カントは積極的に専制政治を支持している わけではない。既存社会を見るカントの眼差しは理 性主義者の冷徹な眼差しなのである。

#### 結び

本稿では、『理論と実践』第二論文に基づいて、カント市民社会論の一側面、とりわけ国内体制論(最狭義のカント市民社会論)の原理となる「自由」「平等」「自立」の概念を解き明かそうと試みてきた。この第二論文の中に『道徳形而上学』へ収斂していく原理的な基本発想があることは見てきた通りである。しかしそこでは、市民社会を創設するための原理的な議論と既存社会を前提にした時事的な議論とが交錯し、この両者の絡まりを解きほぐして見

せることが必要であった。今回論及した最狭義の市 民社会論に限ってみても、『道徳形而上学』の検討 が手つかずのままなど、今後の課題は少なくない。 広義のカント市民社会論の全貌を提示する作業はま だまだ前途遼遠である。

#### 沣

- (1) 正確な表題は『理論においては正しくても実践においては役に立たないという俗言について』である。本稿では、以下『理論と実践』と略記する。
- (2) カント全集第 14 巻『歴史哲学論集』,岩波書店,2000 年,訳者解説 407 ページ。
- (3) カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁の数字で本文中に示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁がページ数、最後の2桁が行数である。たとえばこの箇所(8,288.30)は、第8巻、288ページの30行を示している。引用箇所が複数行に渡る場合は、最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点を付ける。
- (4) 前掲カント全集第14巻, 訳者解説410ページ。
- (5) 他の2つの論文がそれぞれの全体に渡って、副題に掲げられたガルヴェとモーゼス・メンデルスゾーンへの反論を取り扱っているのとは対照的に、第二論文におけるホッブズの取り上げ方は、限定的できわめてあっさりしている。論文の終わり近くで「言論の自由」を主張する際に、その正反対の考え方として、『市民について de Cive』を引き合いにして、国民から元首に対するすべての権利要求を奪い取るホッブズの考え方を取り上げているに過ぎない。ホッブズへの反論が主題であるとするには違和感があり、この点にも第二論文の偏重が伺われるのである。
- (6) 『理論と実践』発表前後の社会的動向の概略については、別表の年譜を参照。
- (7) カントが当時の既存社会についてまとまった形で論及している著述がないわけではない。例えば、批判期以前に執筆された『頭の病気についての試論』(1764年)は、そういう意味での貴重な著述と見ることができよう。しかし、その内容は、文明社会には「頭の病気」が蔓延している、という文明社会批判であり、その社会構造を哲学的に分析して見せようとするものではない。既存社会に哲学的関心を寄せることのできないカントは、古代ギリシアのプラトンのように、むしろ「可想的共和国」を描いて見せることに哲学的営為を集中することになる。拙稿「カント市民社会論の原風景――『頭の病気についての試論』(1764年)に基づいて――」(『下関市立大学論集』第44巻第1号、pp. 37-42、2000年5月)を参照いただきたい。
- (8) 投票によって創出される「普遍的意志」「公的な意志」

がどのようなものであるのかについては、さらに論及が必要であろうが、別の機会に譲りたい。

(9)「自由」「平等」「自立」のうち、本稿のこの節では 「平等」の一部が比較検討されているにすぎない。「自 由」については、『理論と実践』と『道徳形而上学』 の間に明らかに内容上の相違が認めらるが、この検討 は、「身分取得の平等」についての言及と合わせて、 別の機会に譲りたい。「自立」については、両者の間 に内容的な相違があるようには思われない。

ところで、カントの掲げる「自由」「平等」「自立」は、フランス革命の合言葉の「自由」「平等」「博愛」を連想させるが、なぜ3番目は「博愛」ではなくて「自立」なのだろうか。「博愛fraternité」はキリスト教的な人間愛を基礎にするものであり、相互扶助の発想を含んでいる。カントの掲げる「自立」は、自ら生計を立てる市民としての資格と見なされるものであ

る。非自立的な人々の存在を目の当たりにしているカントにとっては、相互扶助に先立って、まずそれぞれの「自立」が必要と見えたのではなかろうか。プロイセン社会の後進性が背景にあると言えよう。

しかしながら、カントが「博愛」に無縁であったわけではない。カントは、「博愛」を提唱するルソーの教育思想を継承したバセドーの教育活動に共感し、支援を惜しまなかった。(『汎愛学校 Philantropin に関する論文』(1776-77)(2,447.01)を参照)また、本稿では取り上げなかったが、『理論と実践』第三論文には、「普遍博愛的 allgemein philanthropisch すなわちコスモポリタン的見地での考察」という副題が付けられている。いずれにせよ、「博愛」が、カント市民社会論を世界市民社会論レベルで解明しようとする際の重要な概念の1つであることは間違いない。これについての検討も別の機会に譲らざるを得ない。

# (別表) フリードリヒ・ヴィルヘルム二世即位後の動向

【プロイセン】		【フランス】	
1786	Friedrich Wilhelm II 即位		
1788	Wöllner の宗教勅令		
		1789	バスチーユ襲撃
			人権宣言(立憲王政)
1791	検閲制度強化		
1792	宗教論第一論文検閲許可	1792	八月十日事件(王権停止)
	第二論文検閱不許可		国民公会(共和政)
1793	『単なる理性の限界内の宗教』出版	1793	恐怖政治
	『理論と実践』発表		
1794	カントに講述禁止勅令	1794	テルミドール反動
1797	Friedrich Wilhelm II 没,勅令解除		
1798	『学部の争い』出版		
		1799	ナポレオン軍事独裁